

Works University

日本の 人材ビジネス

HR Business Overview in JAPAN



01

人材ビジネスの概念



人材ビジネスの概念

人材ビジネスとは、人と企業を結びつけ、労働市場を活性化させる労働力需給調整機能をもつ産業、あるいは事業である。人材サービスと言われることもある。その原型は古くは江戸時代にもみられるが、人材ビジネスの概念自体は1980年代以降、企業の人事戦略の変化、個人の価値観の変化、働き方の多様化とともに発展してきた比較的新しいものである。

人材ビジネスの事業領域は広く、人材の募集から管理、退職に至るまで人と企業に関わるあらゆる場面に及ぶ。

人材ビジネスは公共性が高く、労働市場における役割は大きいが、明確な定義はされていない。

- 「人材ビジネス」という用語は、法律用語ではなく、社会経済用語である。
- 一般には、労働者の募集・採用、キャリアカウンセリング、教育訓練、福利厚生、転職に関わる業態や事業を指す。
- 中間搾取や劣悪な労働関係への誘導を生じさせるおそれがあるとして、労働者供給事業は職業安定法によって原則的に禁止されている。しかし、1980年代以降、規制が緩和され、1985年の労働者派遣法成立によって、「労働者派遣事業」が労働者供給の例外として正式に認められた。その後も労働者派遣事業は全体的には規制緩和の方向で進んでいるが、派遣労働者の保護のため、数年ごとに見直されている。また、1999年のILO181号条約批准をうけて、職業安定法が改正され、民間事業者による「有料職業紹介事業」が認められ、官民事業が協力して労働力需給調整サービスを行う形が整った。

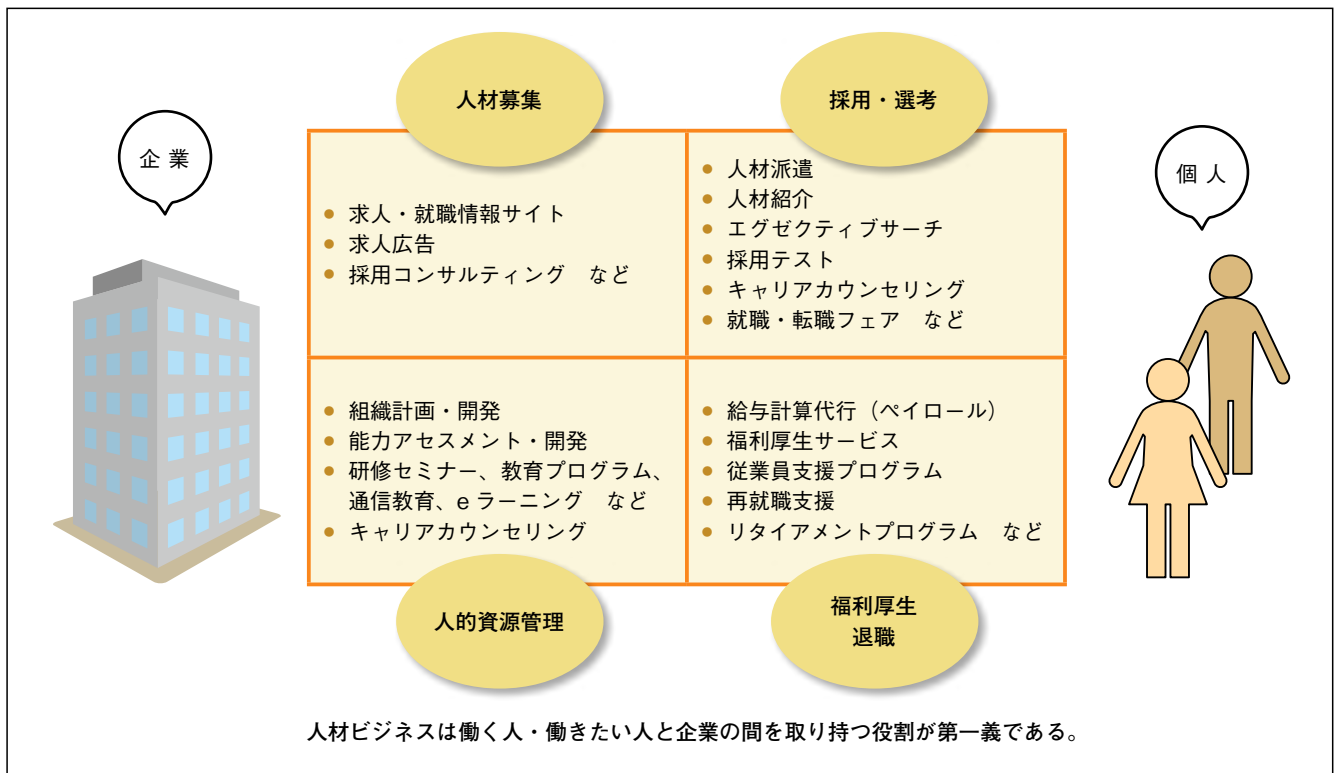
また、2007年に成立し2012年に改正された労働契約法は労働者派遣を含む有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに労働者の申込みにより無期労働契約に転換できるとしている。

- 人材ビジネスの代表的事業は有料職業紹介事業や労働者派遣事業であるが、これら以外の厳格な規制を受けていない種類の人材ビジネスも拡大、多様化している。就職情報誌等の情報提供事業、労働者派遣事業に類似した間接雇用型のアウトソーシング、業務請負業、有料職業紹介型のヘッドハンティング、再就職支援事業(アウトプレースメント)、会社の人事部門の一部を外部化した採用代行業などのほか、インターネットを活用した人材仲介ビジネスや就職情報提供サービスも普及している。そのほかには、給与計算代行業、福利厚生サービス代行業といった福利厚生関連の事業も増えつつある。

出所：鈴木敦雄「人材ビジネスの現状と可能性」ジュリスト1173号（2000年、有斐閣）

脇田滋「労働市場政策と人材ビジネス」ジュリスト労働法の争点第3版（2004年、有斐閣）

人材ビジネスの概観



出所：ブックデザイン『人材サービス業界がわかる』（2007年、技術評論社）など

Works University

日本の人材ビジネス

人材ビジネスの概念

01

執筆／Keiko Kayla Oka (リクルートワークス研究所 客員研究員)

監修／村田弘美 (リクルートワークス研究所)

発行日／2017年3月15日

発行／リクルートワークス研究所 グローバルセンター

〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17

リクルートGINZA8ビル

株式会社リクルートホールディングス

TEL 03-6835-9200

URL www.works-i.com/

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

©Recruit Holdings Co.,Ltd. All rights reserved.

